

岡山孤児院の全在院児と養護実践の動向 —入退院児童の統計的分析を中心に—

Historical Movement of Child Care Practice and
the Residential Children at the Okayama Orphanage
— Statistical Analysis of the User —

菊池 義昭 *
Yoshiaki Kikuchi

はじめに

日本の社会福祉の歴史、特に、明治以後の近代の社会福祉の歴史を語るとき、必ず紹介されるものの一つに、石井十次の岡山孤児院での孤貧児収容とその養護実践がある。1887（明治20年）に設立され、全国から孤貧児を受け入れ一時は1,200人以上を収容する施設となり、家族主義、委託主義、満腹主義、非体罰主義など、今日の施設養護にも通じるような実践を確立したというのが、大方の見方である¹⁾。確かにこの見方は、大筋ではまちがってはいない。ただ、筆者は、岡山孤児院がそれだけの存在とは考えていない。むしろ、日本の社会福祉の歴史はもちろんのこと、日本の近代史に残る歴史的存在であるとみている。そこで、一時1,200人以上の孤貧児を養護する施設が、日本の明治期になぜ生れ、どのような運営の中でそれが可能であったか、そして、孤貧児という利用者の成長と自立を基本とする前述のような養護実践の原則をどう確立して行ったのか。さらに、石井十次を中心に岡山孤児院を支えた人々はどのような人々で、その組織や実践（仕事）の内容はどんなものであったのかなど、石井十次を中心とした岡山孤児院の歴史の全体像を解明する必要性を強く認識していた。

実は、筆者がそのように考え、認識を深めつたかったのは10年以上前からのことである。最も正確かつ実証的な手掛りは、石井十次の孫に当る石井記念友愛社前理事長の児嶋虎一郎氏が編纂した31冊に及ぶ『石井十次日誌』の中にあると見定めていた。他にも石井十次の生涯と実践を側近者がまとめた著作等²⁾もあるが、これらの著作等は石井十次の生涯と実践を中心まとめたため、岡山孤児院史の全体像を理解するには十分と言えない面があった。児嶋編『石井十次日誌』は、石井十次の「日誌」の原文に資料的裏付や解説を加えながら編纂しているため、岡山孤児院の実践に関する原資料が多数紹介され、これらの資料を手掛りにすれば、岡山孤児院史の全体像にも迫れる考るに至った。そして、幸いなことに、その資料はすでに児嶋氏の手で「石井十次資料館」に整理保存され、その量は大変膨大なものであることが分った。

筆者が、これらの資料を眼前にした時、感動とともに、この膨大な資料の体系的活用と総合的分析なしに岡山孤児院史の全体像は解明できないし、この資料を体系的、総合的に使用しない岡山孤児院史研究は今後成り立ちようがないと認識するに至った。しかし、あまりにも膨大な資料を筆者のみで整理するには無理があった

*児童福祉学専攻

が、その後、同志社大学人文科学研究所の手で資料整理と目録づくりが実施され、「同資料館」の資料の全体をほぼ確定めることができた³⁾。

そこで、今後、岡山孤児院史の全体像を明らかにする研究に取り組むことにし、その最初の研究が本稿である。なお、本研究に取り組む意向を固め、「岡山孤児院史研究序説」をまとめたのは8年前のこと⁴⁾、そこでは研究の視点および研究課題をまとめたので、本稿ではそれを省略し、修正点があれば修正を加えながら、本稿での研究の範囲と目的および、資料分析の結果をまとめることにする。

1. 研究の範囲と目的および分析手続

1) 研究の範囲と目的

筆者は岡山孤児院史研究の研究課題を下記の9つとした。

- ①施設運営と指導者（施設経営者）の実践と思想
- ②院児の状況と内容
- ③処遇方法の発展と内容
- ④組織の変遷と役員、職員の実態
- ⑤財政の実態と内容
- ⑥施設環境の変遷と内容
- ⑦支援者の実態と活動
- ⑧音楽活動写真隊の巡回と反響
- ⑨退院後の院児の状況

以上9つの研究課題を分析すれば岡山孤児院史の全体像が明らかになると想え、今後一つひとつ解明して行く予定であるが、まず本稿では②の一部をまとめることにする。②は「院児の状況と内容」の解明であるが、この研究課題では2つのことを明らかにする必要がある。一つは、岡山孤児院に収容された孤貧児の量的実態とその特質であり、もう一つは、孤貧児の収容前の生活（収容理由を含む）と収容ルートの解明である。本稿ではまず前者の解明を試みることにする。そのために最初に確定しなければならないのは、1887年（明治20）年の創立か

ら1926（大正15）年の解散までの全在院児の実態である。

社会福祉の実践とは、実践家のまとめた文章でのみそれを評価するのではなく、その行った実践の量と質を以て評価すべきであり、その意味で岡山孤児院のような社会福祉施設（救済施設）の実践を評価する基本的な基準の一つは、利用者（収容児）の量的内容の確定とその歴史的・社会的役割を明らかにして行くことが重要である。社会福祉は、経済的貧困で生活が成り立たない人々を個人または組織が社会的に救済して行く実践としての行為から始っており、貧しい人々の救済量というものがまず最初に重要視されねばならないし、その点の歴史的・社会的役割としての評価を確定することが本研究の出発点でもある。

岡山孤児院の場合は、前述したように、一時1,200人以上も孤貧児を収容し、40年間に収容した孤貧児は、3,000人とも言われているが、その正確な数字はいまだ公表されてない⁵⁾。ただ、この数字を見ただけでも、岡山孤児院の実践の社会福祉実践としての評価はゆるぎないものであることが伺えるが、本稿ではそれを、統計的資料を作成してより正確に、より具体的に分析、証明して行くこととする。

岡山孤児院の在院児の内容を救済量として統計的に分析して行くためには、まず、岡山孤児院に在院した孤貧児の①入院時、②在院時、③退院時の統計的資料が必要である。つまり、岡山孤児院は、いつの時期に何人程度の孤貧児が在院したかを明らかにすることで、その時期の社会に果した役割の輪郭が見定められ、どの程度の期間在院（養護され）し、何歳で退院して行ったのかなどを明らかにすることにより、孤貧児の生活や養護実践（援助）とりわけライフテージの考え方を実証的に裏付ける統計的資料が得られると理解するからである。そこで本稿では、統計的基礎資料と岡山孤児院の養護実践のリンクする関係の概況をまとめ、同院の社会福祉実践の救済量の歴史的・社会的役割としての評価を考察して行くこととする。そのために

は、以下の項目についての統計処理を実施する必要がある。

- ①入院児の内容——入院年度別の年齢別、府県別、入院理由別などの統計的把握
- ②在院期間の状況——年度別の在院児や在院児年齢別の人員、入院年度別や府県別のお院期間および委託児などの統計的把握
- ③退院児の内容——退院年度別の年齢別、退院理由別などの統計的把握

2) 資料と分析手続

岡山孤児院の在院児の名簿等に関する資料には、「戸籍簿」を含めると多数あり、創立時からの院児の受け入れと引き取り（退所）については常に正確な情報が把握できるよう努力していた。特に、在院児の個人別の氏名、生年月日、本籍地、入退院の時期については、一定の時期に何度か整理を試みている。その中で、岡山孤児院の在院児の全体を把握しつつ整理しているのが、岡山孤児院『明治四十年二月調 府県別院児名簿』の「畿内以東之部」と「畿内以西之部」の2冊である。前者は福井県、滋賀県、三重県以北の在院児名簿で、後者は京都府、奈良県、和歌山県以南の在院児名簿で、府県別に創立から解散近くまでに収容された全院児の情報が個別に記入されている。おそらく、この『府県別院児名簿』が全院児のほとんどを全体的にまとめた資料と言える。そして、そこには、院児氏名、生年月日、家長との続柄、原籍地、入院年月日、寄留届年月日、退院年月日を記入する欄があり、これらの欄には一部未記入のところがあるものの、個々の院児の先の情報が記載され、さらに入退院年月日の欄等にはその「理由」が記入されている場合も一部にあるなど、在院児の統計的分析をするには、最も適切な資料と言える。

そこで、個々の院児のこれらの情報を統計的に処理して、全在院児の実態を把握するため、院児別に①性別、②生年月日、③原籍地、④入院年月日、⑤退院年月日、⑥入院理由、⑦退院理由、⑧寄留届の有無をコンピューターに入力

して統計的処理を行うことにした。ただし、入退院年月日、特に退院年月日については、大正期前半から未記入のものがあったため、解散一年前までの退院児が全て記入されている岡山孤児院『退院原簿』⁶⁾を使って未記入部分の加筆を試みた。同時に、入院年月日の不明な児童についても、岡山孤児院『入院原簿』⁷⁾により確認したが、入院年月日の不明児は両資料とも不明であり、生年月日も同様であった。また入退院年月日が先の3つの『名（原）簿』で相違することに気付いた場合は、退院年月日は『退院原簿』の日付を、入院年月日は『入院原簿』の日付を優先することにした。『退院原簿』に退院理由が書かれていた場合もそれを加筆した。

この他、原籍地の住所については、収容時の現住地でなく、本籍不明の棄児等の無籍児は岡山孤児院を原籍地として就籍しており、その事が判明しかつ現住地が記載されていた院児は、全て収容時のそれに戻した。この作業を通して『府県別院児名簿』に重複して記載されている院児を再チェックした⁸⁾。入院理由と退院理由については一部の院児のものしか判明せず、全体的動向を把握できないため、今後資料的補強などが必要である。寄留届は岡山孤児院に籍を置きながら、商家や農家等に委託していた児童のようであり、資料的確認を進めることが今後の課題となる。

以上のような統計処理上の手続を実施した上で、以下において岡山孤児院の全在院児の全体像を明らかにし、同院の社会福祉実践における救済量としての歴史的・社会的役割を分析してみる。

2. 岡山孤児院の入退院児の統計的状況と養護実践の動向

1) 入院児の統計的状況とその歴史的・社会的役割

(1) 入院児の確定と資料的前提

岡山孤児院が、1887（明治20）年の創立から1926（大正15）年6月に解散を宣言するまでの

40年間に収容した孤貧児等の総数については、いまだ正確な数字が示されていない。石井十次に感化され、よき協力者であったと同時に、石井亡き後同院の役員として解散の手続や交渉なども行い、自ら「私は石井十次の近親で一番永く接近していて、後の始末にも関係」(166頁)した柿原政一郎も、その著書『石井十次』(財団法人正幸会)の中で「二千幾百の入院児中」(144頁)と明確な数字を示していない。解散時の大阪毎日新聞(6月17日付)では「今日まで教養した孤児は実に三千名に上り」と「三千名」説を示しているが、この根拠は知るよしもない。たぶん、この「三千名」説が一人歩きし碓井隆次編「付録岡山孤児院出身の人たち」(柴田善守著『石井十次の生涯と思想』357,358頁)の中で、「開設以来四〇年間の収容児童数は三〇〇〇名に達するとされている。」(傍点筆者)との表示になったのであろう。しかし、これも確たる裏付けはないと思う。

つまり、創立以来の岡山孤児院への入院児の総数はいまだ確定できていないのである。ただ、前述した入退院児関係の名簿を統計的に処理すれば相当正確な入退院児数が確定でき、同院の入院児の総数の解明に一步近づくことになると判断して、それらの資料から入院児総数の確定を試みる。

入院児総数が確定できない最大の理由は、1914(大正3)年1月の石井十次永眠後年々入退院児関係の台帳の整理が不備になって行くためである。今回の統計処理の基本とした『明治四十年二月調 府県別院児名簿』(2冊)も、1921(同10)年2月までの入院児しか記入されていなかった。それを補うため、『入院原簿』でそれ以後を補強しようとしたが、これも1922(同11)年9月までの入院児しか記載しておらず、それ以後については、1925(同14)年までの退院児が記載されている『退院原簿』と解散の翌年(1927年)にまとめた『昭和式年度院児名簿』から入院児を特定して行く必要があった。なお、ここで考慮しておかねばならないことは、解散後の翌年も98人の在院児等があり、解散が

即閉鎖でなく、在院児を含め委託児等の在籍児が現存し、岡山孤児院の事業は継続的に機能しなければ、「解散」後の清算ができなかつことである。その役目は、1931(大正6)年に設立された石井記念協会の手でなされ、実は同協会では、解散後20年間も“清算の事業”を実施し「常に関係者十数名を収容保護しつづけ」ていたのであった⁹⁾。つまり、岡山孤児院解散宣言後も、“清算事業”として、昭和の戦前、戦中と維持されていたのである。そして、戦後同地に石井十次の孫にあたる児嶋九虎一郎氏が石井記念友愛社をつくり、養護施設や保育所を経営¹⁰⁾して今日に至っている。

このように見て行くと、解散宣言が岡山孤児院の完全な閉鎖でなく、その事業は質量の問題は別にして継続されていた事実が確認でき、それは今日の石井記念友愛社と事実関係としても直結していたと理解できよう。その意味では、入院児総数を確定する場合どの時期までとするかは、いささか決定しがたいところも出てくる。しかし、ここでは、一応1926年の解散以前までとし、1922年10月以後は入院児に不確定要素が残ることを前提に、岡山孤児院の入院児総数を確定して行く。また、これと関連して、後述する在院期間や退院時期等に関する統計処理においても、1927(昭和2)年当時在籍していた98人(再入院児除く)をどうするかということが問題になる。そこで本稿では、この在院児は退院とせず、在院期間や退院年齢の統計からは除外することにする。したがって入院児総数と退院児総数等は相違することになる。

(2) 年度別の入院児数と歴史的役割

これらのこと前提に岡山孤児院の創立以来40年間の入院児を算出してみると2,238人となる。この数字の信憑性であるが、岡山孤児院自身も石井十次存命中はそれが常に確認できる体制にあったようで、1905(明治38)年からの「岡山孤児院一覧表」には、毎回府県別の「収容児一覧表」が掲載され、後半には2ヶ月から3ヶ月に1回修正し、「現在児」や「創立以来

収容児」の人数をチェックしていた。この資料で現在確認できる最も新しい入院児総数は、1913（大正2）年3月現在の数字で、それによると創立以来の入院児は2,116人であった。その後は、創立30周年記念でまとめた『現在の岡山孤児院』（大正6年4月発行）の中に1916（同5）年までの「創立以来収容児数」があり、これには総数2,144人、男子1,410人、女子734人とあった。石井の永眠以後の大正期はすでに解散を前提に運営されており、1917（同6）年以後も入院児は少なかったと理解でき、1926（同15）年当時2,238人という数字は、1917年より94人増で年平均9.4人の入院児であることなどを勘案すると筆者の統計は妥当な数字と言えよう。

そして、40年間で2,238人もの孤貧児を収容したというのは、年平均約59人を収容していることになるが、単に1日とか1回とかの救済でなく、これだけの人数を国の支援をほとんど受けずに自力で養護し、かつ自立にむけての教育を付して社会に送り出した事実は、まさに日本の近代史に残る実践であると言えよう。この近代史に残る実践を立証する最初のポイントは、同院の入院児数の当時の日本の社会に果した役割を明らかにすることである。つまり、岡山孤児院の実践の歴史的・社会的役割の評価の一つは、入院児数の当時の日本の社会での許容量を明らかにすることである。

そこで、この2,238人の院児の入院の推移と岡山孤児院の実践の全体的動向の関係を分析することで、その許容量としての歴史的・社会的役割を明らかにしてみる。そのためにはまず、入院児の年度別推移をまとめると表1左のようになる。

この数字を岡山孤児院自身の作成した前述の『現在の岡山孤児院』（「三十年記」表1中）に掲載された年度別入院児数と比較して見ると、1894（明治27年）、1906（同39）年に誤差があるものの全体的にはほぼ一致しており、「筆者統計」も妥当と言える。むしろ、「三十年記」の場合1906年は明らかに誤記である。この年は東北三県の凶作救済のため、6回に分けて823

年度別入院児の推移

<表1>

年 度	入院児数		退院児数
	筆者統計	三十年記	
1887(明治20)年	4人	4人	一人
1888(明治21)年	17	16	—
1889(明治22)年	46	46	5
1890(明治23)年	47	45	1
1891(明治24)年	106	112	24
1892(明治25)年	48	53	20
1893(明治26)年	73	67	34
1894(明治27)年	31	44	40
1895(明治28)年	13	14	16
1896(明治29)年	25	30	21
1897(明治30)年	28	36	36
1898(明治31)年	39	38	15
1899(明治32)年	42	44	30
1900(明治33)年	29	31	28
1901(明治34)年	39	38	62
1902(明治35)年	42	41	30
1903(明治36)年	62	66	41
1904(明治37)年	66	64	42
1905(明治38)年	123	123	38
1906(明治39)年	905	830	63
1907(明治40)年	105	96	217
1908(明治41)年	82	87	567
1909(明治42)年	52	51	47
1910(明治43)年	29	28	63
1911(明治44)年	25	25	35
1912(明治45)年	27	28	107
1913(大正2)年	13	14	28
1914(大正3)年	19	20	40
1915(大正4)年	13	13	22
1916(大正5)年	14	13	26
1917(大正6)年	12		26
1918(大正7)年	10		46
1919(大正8)年	15		112
1920(大正9)年	6		49
1921(大正10)年	4		60
1922(大正11)年	2		13
1923(大正12)年	—		12
1924(大正13)年	2		7
1925(大正14)年	2		12
1926(大正15)年	1		6
不 明	20	(26)	99
合 計	2,238	2,144	2,140

〈注〉「三十年記」には、不明が26人あったが、未記入のため、カッコして加筆した。

人の貧孤児が入院しており、1906年の全入院児が830人というは少なすぎるからである¹¹⁾。

このため、「筆者統計」を基に年度別の入院児の推移を見ると、岡山孤児院の孤貧児収容の動向には2つの山があることが分かる。一つは、1891年を頂点とする山で、二つは1906年を頂点とする急激な山である。この2つの山ができた原因是、前者が濃尾大震災での孤児収容(93人)のためであり、後者は日露戦争中の遺児救済(160人)とそれに続く東北三県凶作にともなう貧孤児収容(823人)によるものである¹²⁾。

つまり、岡山孤児院の入院児数はこの2つの天災による被害児童の収容に影響されていたことになり、同院の主要な活動の一つが、この2つの天災での孤貧児の収容活動にあったことが入院児数の推移からも判断できる。そして、そこに同院の当時の社会における歴史的役割としての許容量の一端を確認することができる。この推移を入院児の増加や減少からもう少し詳細にみて行くと、5つの時期に区分できる。第1期は1887年から1894(同27)年、第2期は1895(同28)年から1897(同30)年、第3期は1898(同31)年から1904(同37)年、第4期は1905(同38)年から1909(同42)年、第5期は1910(同43)年から1926(同15)年までであり、このような時期区分になる要因を次に見て行き、その歴史的許容量の意味を明らかにして行く。

第1期(1887年-1894年)は、そのピークが、前述したように1891年の濃尾大震災の年であるが、濃尾大震災の直後は孤児を38人¹³⁾収容し、外に名古屋に博愛社と共に震災孤児院を設立し60人を収容した¹⁴⁾。この60人も1893(同26)年12月の震災孤児院の閉鎖の前後に26人が転入してきたようである。この時期の入院児の増加はこのためであるが、ただ、震災孤児の入院を除いても、1889(同22)年から1893年の5年間は毎年40人前後が入院したことに注目しなければならない。つまり、創立3年目から急激に入院児が増加するが、その原因是、1889年1月に石井自身が医学と孤児教育の両立を断念し、医学書を焼き孤児教育に専念したためである¹⁵⁾。

そして、その勢いが震災孤児の収容にも結びついていくということを先の数字から読み取ることができよう。

しかし、第2期(1895年-1897年)は、1894(同27)年から入院児の減少が加速し、1895(同28)年には13人まで急減し底をつく。その後は上昇するもののこの傾向は1897(同30)年まで続く。その要因として考えられることは3つある。一つは1894年4月現在で在院児が263人(男子170人、女子93人)と急増し¹⁶⁾、院児の生活や作業などの岡山孤児院内の養護および教育(職業教育を含む)体制の整備が現実の課題となってきたことが上げられる。具体的には、この年の4月から茶臼原開墾のため年長男子院児を中心に60余人を送り込んでいた¹⁷⁾。これは、石井十次が当時ルソーの『エミール』を職員(古藤)の訳で聞き¹⁸⁾、「大自然の中に解放して神の子たらしめん」ための「エミール教育場」の理想を実現するためであった¹⁹⁾。また、院内の生活では一時家族制度を採用したが、一家族単位の人数が多くなり、「軍隊的組織」の塾舎制に復帰し、実業として鍛冶部と大工部を新設し、製錠部を廃止するなどの改革を実施したのですある²⁰⁾。

つまり、院児の生活と教育の理想を実現すべく茶臼原開墾に力を入れたり、院内の生活や作業(実業)の改変による、岡山孤児院の養護実践体制の整備が必要となり、そのため入院児を意図的に減少させるという背景があったと判断する。

もう一つは、前者とも連動するが、1895(同28)年3月の「新憲法」で「院内各自ノ労働トニ由ツテ維持拡張シ敢テ寄附金品ヲ受ケズ」と定めたため²¹⁾、財政面からも新たな入院児を多数受け入れる前提がなくなってしまったことがある。そして、最後の一つは、同年3月に院児たちの「母」として存在していた、石井の妻品子が三女の出産後悪性の肺患で寝込み、「隔離的安静静養」をよぎなくされたこと²²⁾に加え、同年7月岡山市内で流行していたコレラが岡山孤児院で発生し、8月には石井十次自身も感染

し、院全体が隔離されたため²²⁾、入院児を受け入れる状況にはなかったことが挙げられる。なお、石井の病気は完治したが、妻品子は死去してしまい、12月には新維持法として院内各自の労働と天下有志家の寄付金による維持拡張をはかる方向に方針を変更した。また、茶臼原への開墾と移住も、1897（同30）年9月の幼年部等41人の乗った孤児院丸で、赤痢が発生するなどの事故等により3年で中止してしまった²³⁾。このような要因が入院児の減少の背景になったと判断する。

しかし、その後は一転し年々入院児が増加傾向に転じ、1902（同35）年ごろからは40人から60人台の入院児となって行くことになるのが第3期（1898年－1904年）である。次に、その増加の要因となったものを見ていく。

1898（同31）年ごろからの増加の要因となつたのは、新維持法として有志者たちの寄付金の募集の再開による財政基盤の確立があったからと判断する。その方法は、1889年2月より音楽幻燈隊を編成して各地を巡回し寄付募集を大々的に実施し、併せて、定期寄付者である賛助員を募集し、財政基盤の安定を図ったことにある。音楽幻燈隊は、のちに音楽活動写真隊と改装し

て日本全国を巡回し、ハワイ、韓国などにも出向き、寄付金募集と賛助員募集の中核となって行き、岡山孤児院の歳入の「大部分は実にこの収入に由る」ほどであった²⁴⁾。また、賛助員も1万人に達し、これも同院財政の主要な収入となつた。この他1899（同32）年1月からは全国主要駅に慈善函の設置も進め、全国的な寄付金募集を大々的に展開して行った。これらの活動は、1911（同44）年11月の全国育児事業関係者協議会で「寄付金募集せず」と宣言する²⁵⁾まで続くが、これらの寄付金募集活動が入院児の増加とどう関連していたかということ、単に寄付金が多額になり、院児を多数収容できる財政的基盤が確立したということだけではなかった。むしろ、このように全国各地を巡回し、全国各地に賛助員が存在するようになったことが、全国各地からの孤貧児入院を加速させることにもなり、それが入院児の毎年の増加に直接的に反映することとなったのである。1904（同37）年2月発行の『岡山孤児院』の「第四章 入院児」（74頁から114頁）には、16例の入院事例が紹介されているが、それをまとめると表2のようになり、これを見ても、入院までのルートとして、①音楽幻燈隊への直接依頼、②地方委員（賛助

<表2>

入院児の状況と依頼者

性別	年齢	在住地	入院年月	状況	依頼者とその経過
男	7歳	北海道夕張炭山	1898年11月	孤児	永岡鶴造より神戸在住マッキリンソン宣教師の手を経て
男	9歳	越後高田町	1900年9月	乞食	音楽幻燈会開催中警察署より依頼
女	9歳	山口県富岡村	1900年9月	孤児	祖母の依頼で隣の「おちい」さが付き添来院
女	6歳	" "	" "	孤児	" "
男	8歳			孤児	村長が世話をしていたが、収容を依頼
男	11歳				
男女	6人	福岡県田川郡	1902年6月	遺児	炭坑事故により、炭坑事務員が付添来院
女	6歳	山口県福山町		孤児	近所の人が収容を依頼か
男	10歳	茨城県吉田村	1903年3月	孤児	地方委員松井久吉、同藤田の依頼
女	12歳	宮城県白石町	1900年12月	乞食	地方委員長谷川裕より依頼
男	11歳	長野県松本町	1900年8月	乞食	音楽幻燈隊に救助を求める
男	9歳	宮城県岩手山村	1901年3月	棄児	巡査より地方委員長谷川裕を通して東京事務所へ
男	11歳	兵庫県高平村	1901年4月	孤児	三田美以講義所斎藤素一郎より依頼
女	9歳	島根県波佐村		貧児	地方委員富海松兵衛より依頼
男	11歳	鳥取県鳥取市	1903年6月	孤児	丸毛真応の依頼で矢田藤一郎付添来院
男	8歳	" "	" "	"	" "
男		岡山県岡山市	1898年6月	棄児(盲児)	岡山警察署より依託される

員などの中の有力協力者)からの依頼、③キリスト教関係者からの依頼、④警察や村長、そして、炭坑(会社)などの岡山孤児院の存在を知り得た人々からの依頼と、多様な依頼ルートで入院していたことからも類推できる。また、地域的にも全国各地から入院していたことが伺えるが、この16例で全てを断定することはできないが、音楽幻燈隊や賛助員による全国的な寄付金募集が、岡山孤児院への寄付金の集積と同時に、同様のルートで全国から孤貧児が送院されるという新たなる需要を生み、これが入院児の増加に現われたと仮定することは可能であろう。つまり、全国的な寄付金募集の活動と全国からの孤貧児収容がリンクするという構造がこの時期に形成されたと見てよかろう。なお、岡山孤児院の入院児の全国化については、次項でもう少し統計的裏付けを示しながら検討してみる。また、今後各時期の入院児の収容までの経路(ルート)や経過などを分析することで、全国的な寄付金募集と入院児の入院ルートの相関関係を具体的に実証して行きたい。

そして、第4期(1905年-1909年)は、各種の寄付金募集の全国的展開と全国からの孤貧児の入院が、石井十次をして日露戦争中の1905(同38)年1月に「孤児無制限収容」の発表²⁶⁾をもたらす誘因となったと判断する。このため同年は日露戦争による遺児など122人が入院し、翌年は、福島県、宮城県、岩手県の凶作による大量の貧孤児の創出に際し823人を収容するなど²⁷⁾、一挙に1,200人以上が在院する施設規模にまで発展した。そして、この年をピークに年々入院児童は減少していくが、それでも1907(同40)年は105人、翌年(同41)年は82人、翌々年(同42)年は52人と1900年代前半と同様程度の多数の孤貧児が入院していた。入院児の減少が決定的となるのは1910(同43)年からで、明らかに「孤児無制限収容」の方針転換がこの時期の統計から裏付けられる。

それでは、院児が急減する第5期(1910年-1926年)は、どのような要因が介在していたのだろうか。これも前述したが、1907年から1909

年までは減少したといっても50人以上の入院児がおり、1906年の急増のために相対的に減少したと見えるだけで、この時期は1900年代前半の入院児数を確保し減少化傾向は実態化していなかったと言える。それは、1905年3月から始めた、10歳未満の院児を農家に委託して養育する委託制度(里子制度)の成績がよく、1907(同40)年10月には200人程度となり、低年齢の孤児も受け入れ²⁸⁾、「孤児無制限収容」の方針を堅持するとしていたためである。(次頁で詳しく述べる)

しかし、1908(同41)年10月から院児の茶臼原移住を再開し、翌年(同42)年4月の評議員会では石井十次以外の評議員の反対を押し切って「教養部の茶臼原移転計画」を決定²⁹⁾したためか、翌年から入院児は急減して行っている。これは明らかに、「孤児無制限収容」に対する方針転換であり、前回のピーク後に実施し失敗した、労働による自立のための茶臼原移住と開墾そして、院児の将来を見据えた農業による独立という、対社会を意識した外向きの収容中心主義から、内向きの在院児の養護中心主義に移行したため入院児が急減したと言えよう。そして、1914(大正3)年1月の石井死後の岡山孤児院は、廃止を前提に在院児の農業による独立に向けた養護実践を続け、入院児は「真に収容止むなしという者のみ」とし、極力受け入れない方針³⁰⁾で収束に向ったのである。このため、1913年以後は10人台の入院児となり、1920(同9)年(以下元号省略)からは1桁台になったのである。

このように、岡山孤児院の入院児と推移は、濃尾大震災や日露戦争と東北三県凶作での孤貧児の収容による入院児の急増がピークになるとという現象がみられるが、この現象が形成される要因には、石井十次の方針や同院内部の諸条件(その主なものは寄付募集にかかる要因)としての内因的要素に、災害(天災)による多数の孤貧児の創出という社会的な外因的要素が加わることで実態化するという共通性がある。同時に、入院児の急増後は徐々に減少するという

のも共通する傾向であるが、前者は濃尾大震災後に①労働による自立を目的とした茶臼原移住などの養護（援助）方針の変更、②①に基づく寄付募集の中止、③院内でのコレラ発生と石井十次の感染および同夫人の病死の3つの要因がその背景にあった。後者も①農業による院児の独立、②寄付金募集の中止が要因であり、その内容もほぼ共通していると同時に、後者は前者での失敗を生かしてか、解散までこの方針で運営されて行った。

また、岡山孤児院の入院児の推移は、第1期から増加し一つのピークを作り、第3期から増加し第4期にもう一つのピークとなり、この3つの時期の孤貧児収容が当時の日本の社会に、より直接的に貢献し、歴史的役割が大きかったと理解できる。特に、第3期と第4期は、音楽幻燈隊などの寄付募集の全国展開としての民衆への直接的働きかけが孤貧児の全国各地からの入院という民衆側の需要とリンクし、地方委員などを媒介に寄付金募集と孤貧児入院が構造化し、量的にも大規模な全国的展開を実施したことは、当時の日本の社会での同院の許容量の大きさを立証するもので、その歴史的役割は日本の近代史に残る実践の一つと位置付けてもさしつかえなかろう。

(3) 入院児の年齢的推移と社会的貢献

(1)では、年度別の入院児数を通して岡山孤児院の歴史的役割としての当時の社会での許容量を分析してきたが、ここでは、入院児の年齢的推移から社会的役割の許容量としての社会的貢献度を統計的に明らかにしてみる。つまり、今日の居住施設型の児童福祉施設でもそうだが、年齢の低い入院児ほど養護（援助）の質量が濃密である必要があり、職員も多数必要となるのが常である。特に、6歳以下の学齢前の幼児では、年齢が低くなればなるほどその傾向は強くなる。それでも障害児などは両親がいるので就学前までは在宅での訓練などでこの時期の発達をうながせるが、1歳の棄児が発見された場合は、乳児院で養育しなければならず、乳児への

養護が必要になってくる。今日では制度的に乳児院が各地に存在し、2歳以上の児童には養護施設もあるが、戦前にはそのような制度ではなく、特に明治期の孤貧児の入院年齢基準は個別的であり、入院年齢の高低（どの程度の年齢から入院を許可したか）は、当時の個々の「孤児院」の社会的ニーズとしての貢献度の一端を規定した素材と理解できる。そこで、岡山孤児院ではどのような年齢基準を設け、実際にはどんな年齢の児童を収容していたかを明らかにすることで、社会的ニーズとしての貢献度の一端を確定してみる。つまり、岡山孤児院が孤児、棄児、貧児を0歳からを対象に総数2,238人の孤貧児を収容したとすれば、その入院児の年齢的許容量が大きく、社会的ニーズに十分に応え、社会的役割としての貢献度が非常に高かったと判断しうるからである。

そこで、先の2,238人の入院児の年度別の入院年齢を算出してみると表3のようであった。個々の院児の大半が生年月日まで確認できたので、表3は「満年齢」でまとめてある。これを見ると、1905年以降は0歳児を含む乳幼児を積極的に受け入れ、全体的に低年齢化していた。しかし、それ以前は4、5歳児から収容し、6歳から10歳までの入院児が多かったようである。つまり、入院年齢についても、岡山孤児院の側で一定の基準を設けて収容していたとみられ、そこに同院の孤貧児救済と教育が反映し、社会的役割としての貢献度が現れていると言えるので、両者の関連を中心に分析してみる。

入院年齢についての岡山孤児院側の考え方を具体的に示すものとしては、同院が規則で定めた入院年齢基準がある。この基準の変遷が岡山孤児院の40年間の実践との関連でどう変化し、それが実際の入院年齢にどう反映して行ったかをまとめることで、同院の入院年齢の許容量としての社会的貢献度が明らかにできよう。

入院年齢基準の規則上の変遷をまとめると表4左のようになり、1906年12月以前は6歳以上12歳以下と定められていたが、1907年1月から

入院年度別の入院年齢の推移

<表3>

年度	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計
1887(明治20)年					1		2		4	4	1	2									4
1888(明治21)年					1	2	2	4	4	1	2										16
1889(明治22)年					4	3	8	2	5	9	5	4	6								46
1890(明治23)年		1	2	1	5	4	6	6	7	7	4	1									44
1891(明治24)年			1	2	1	6	9	10	14	15	18	1	2	3	6	2					90
1892(明治25)年				2		2	6	7	9	7	4	1	4			2	1				45
1893(明治26)年				1	8	6	3	3	9	8	8	9	6	3	1	3					68
1894(明治27)年					1	1		4	4	7	5	2	1	1		1	1				28
1895(明治28)年					2		1	1	1	1			3	2		2					13
1896(明治29)年					1	2	1	3	4	4	4	1									20
1897(明治30)年					1	1	1	2	6	4	5	2	1	1		1					25
1898(明治31)年					1	1		4	5	6	1	4	3	3	2	1	1				32
1899(明治32)年						6	6	2	6	2	10	5	2					1			40
1900(明治33)年					3	5	3	4	1	3	7		1								27
1901(明治34)年					3	2	8	3	5	8	3		2	1	2	1					38
1902(明治35)年					1	1		4	9	5	7	1	5	4	2	1		1	1		42
1903(明治36)年		1	1	5	4	4	7	13	8	13	2	2	2								61
1904(明治37)年			2	3	6	14	6	7	3	8	5	4	5								63
1905(明治38)年	4	1	3	3	11	13	25	13	21	11	6	6	3	2							122
1906(明治39)年			6	31	97	128	141	165	130	109	76	16				1	1	1			902
1907(明治40)年	8	6	2	7	12	15	13	7	14	10	3	4	3								104
1908(明治41)年	7	5	4	3	13	5	8	10	8	7	6	4				1					81
1909(明治42)年	5	3	7	4	1	4	3	5	7	6	3		1	2							51
1910(明治43)年	6	5	3	1		3	2	1	3	1		3	1								29
1911(明治44)年	5	4	2	1	1	2	4	5		1											25
1912(明治45)年	8	2	2		7	2	4		1	1											27
1913(大正2)年	1	1	3	1	2		2	1				2									13
1914(大正3)年	1	3	1	3	2	2	4	2	1												19
1915(大正4)年	5				2	2	2	2	1	1											13
1916(大正5)年	3	1	1	3	1	1		2		1											13
1917(大正6)年	1	2	1	1	1	2				2	1					1					12
1918(大正7)年	1	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1								10
1919(大正8)年	2	1	2	3	1	1	1	1	1	1	1				1						14
1920(大正9)年		1	1				1	2		1											6
1921(大正10)年					1			2	1												4
1922(大正11)年								2													2
1923(大正12)年																				不明	-
1924(大正13)年																				(2)	2
1925(大正14)年																				(2)	2
1926(大正15)年																				(1)	1
不 明																				(84)	84
合 計		57	38	40	58	128	218	282	279	324	267	213	133	62	20	10	13	3	2	(289)	2,238

(注) 「0歳」は0歳から1歳未満、「1歳」は1歳以上から2歳未満のことで、以下同様。また、入院年度と生年月日の両方が、片方が全く不明の場合は「不明」の「合計」の欄にまとめた。(但し、1924年以後は「不明」の欄を設けカッコ内にその数字を記した)したがって、表1の「筆者統計」の数字と、本表の「合計」の数字には相違がある。

は12歳以下と乳幼児の入院も可能なものに変更している。そして、1910年9月からは10歳以下に下方修正し、1911年4月からは年齢規程がなくなる³⁰⁾。これを表3との関係で見てみると、1905年以降乳幼児の入院が増加し、1907年ごろから入院児の低年齢化が促進される現象が統計的にも鮮明になってくることが読みとれる。これは同年から「6歳以上」の年齢の下限規程を廃止したことと連動する内容と言える。また、この時期に、創立以来約20年間堅持してきた入院年齢の下限規程を取り戻したことは、入院年齢の許容量の拡大という意味で注目できる。前節でも指摘したが、この時期、委託制度（里子制度）が実施され0歳からの乳幼児を受け入れる体制が整備されたため、入院年齢の許容量

入退院に関する規則と入退院年齢

期 間	入院年齢	退院年齢
1887年9月－1890年ごろ	6歳以上12歳以下	満15歳
1891年ごろ－1897年11月	6歳以上12歳以下	規定なし
1897年12月－1906年12月	6歳以上12歳以下	16歳から20歳
1907年1月－1910年8月	12歳以下	16歳から20歳
1910年9月－1911年4月	10歳以下	(同上)
1911年5月－1926年	年齢規定なし	(同上)

の拡大は0歳からの孤貧児の養護（援助）体制の整備という、入院児への養護実践方法の確立に裏打ちされたものであったことが理解できる。つまり、入院年齢は、岡山孤児院の養護実践方法の確立という内因的、主体的な条件によって規定され、実際の入院児の年齢もそれに影響されていたことが先の統計からも裏付けられよう。

それでは、創立当初から1906年12月までは入院年齢をなぜ「6歳以上12歳以下」と定めたのであろうか。これは、創立時の「孤児教育会趣意書」の中で、孤児が「此惨状悲況に陥る所以のものは教育なければなり」³¹⁾と、孤児への教育の必要性を主張しているところに根拠の一つが伺える。また、最初の名称を「孤児教育会」（傍点筆者）したことからも明らかで、彼らに「普通教育を施す」としており、当時の尋常

小学校入学年齢を意識し、その程度の年齢の孤児を入院対象にしたため、下限を「6歳以上」としたと理解する。また、上限の「12歳以下」というのはやはり当時の尋常小学校が4年制でプラス高等科が2年程度であり³²⁾、それ以後は大半の児童が職に就いていたので、13歳以上は「普通教育」の対象でなく、同時に保護（救済）の対象でなくなるという社会状況があったため、「12歳以下」としたと見られる³³⁾。

その後、院児への教育システムを変更し内容的充実を図るが（これはは次の在院期間の項で述べる）、入院年齢の根拠についてもより明確になってくる。1901年5月発行の『岡山孤児院』によると「年齢は六歳以上十二歳以下に限る之れ本院は孤児教育院にして養育院にあらず又た惑化院にもあらず」、乳児も、少年も、青年も収容したのでは「到底完全に彼等を養育し教育し、感化すること能はざるのみならず」全てが中途半端に終ってしまうと述べている。また、「文明国」では、6歳以下は養育院で養育し、6歳以上12歳以下は孤児院で教育し、13歳以上18歳までの不良少年は感化院で感化にあたる

のであり、その意味で「本院は第二期即ち小学校学齢児童を教育」するために設立したと明言している。これが、入院年齢を「6歳以上12歳以下」にした根拠の到達点と言える。

創立から1906年の期間の実際の入院年齢の分布状況（表3）を見ても大半の入院児童が6歳以上12歳以下であった。満年齢で集計したため、満5歳で入院した児童の中にも「数え年6歳」として収容された者もおると見られ、それを含めると「6歳以上」という基準は全体的には守られていた。また、入院児年齢の中心は7歳から10歳であり、尋常小学校の学齢期児童の教育に力点を置いた方針が貫かれていたことが確認できる。ただ、孤児救済をもう一つの目的とする以上、5歳以下、13歳以上の孤児も緊急保護的な意味で収容する例もあったようで、それが幼児および13歳以上の児童の入院となって数字

<表4>

に現れていることも見逃せない。

もう一つ説明を加えておかねばならないのが、1911年5月からの入院年齢に関する規程が削除された理由である。「天下無告の孤児を収容し其父母に代りて之を教養し独立自活の良民たらしむ」とだけ定めており³⁴⁾、これを年齢に下限だけでなく上限も設げずに収容するようになつた出発点と考えてよいかというと、そうではない。(2)でも述べたようにこの時期になると岡山孤児院は、院児の大半を茶臼原に移住させ、院児の将来の独立に向けての養護実践に活動の重点を移行しつつあり、入院児は積極的には受け入れず、20人台から10人台へと減少して行く時期であった。このため、この時期に年齢を明確にしなかつたのは、入院児を積極的に受け入れていないという意味のそれであった。ただ、数少ない入院児の入院年齢を見ると1歳児前後から引き受けており、低年齢児が入院するという傾向は引き継いでいた。

このように岡山孤児院の社会的貢献度としての年齢的許容量は1906年以前は6歳以上12歳以下の孤貧児の社会的ニーズを受け止め、1907年からは徐々に低年齢児を受け入れ乳幼児の入院も可能にするほど許容量は拡大した。しかし、1911年5月ごろからは一転入院児を制限して最低限の許容量とし、社会的貢献度を入院児の統計からは理解できなくなるという経緯があった。また、それを規定するのは岡山孤児院自身の実践のあり様、特に養護実践方法の変遷の反映であったことは注目すべきである。

(4) 入院児童の地域的拡大の推移と社会的貢献度

岡山孤児院の入院児のもう一つの特徴は、(2)でも述べたように、日本全国から入院し、その人数も多く、当時まだ、全国各地に孤貧児などを収容する施設が少ない状況にあって、その受け皿としての機能を果してたという社会的役割が確認でき、ここではそれを統計的に裏付けてみる。そして、これらの入院児が全国各地から集まつてくる地域的拡大の推移やその要因を見極め社会的役割の中の地域的貢献度の内実を明

らかにしていくことにする。

岡山孤児院が40年間に収容した道府県別の院児数は表5左のようになる。この数字は『明治四十年二月調 府県別院児名簿』の出身道府県別を基本にしたが、一部棄児などで本籍地が不明の場合、入院後岡山孤児院を本籍としていたので、入院前の居住（発見）地が判明するものについてはできるだけ、居住地を出身地と修正した。そうでないと「全国各地の孤貧児の受け皿」としての実態が明確化できないからである。ただ、棄児の場合もそうだが、孤児の場合も居住地と本籍地が異なる例もあり、『府県別院児名簿』は本籍を記入していたようで、道府県レベルでそれらが相違した場合は、表5左の数字が入院児童の居住地でない道府県になってしまった可能性も含んでいる。

なお、表5中は岡山孤児院自身が作成した1913年3月現在の「創立以来収容児」の道府県別の統計であり³⁵⁾、この統計も『府県別院児名簿』などより作成したものようだが、(院児総数が122人ほど少ない時期のものである)両者を比較すると岡山県や宮崎県などに相違が見られ、これは、1928年以後の入院児が含まれていないためで、他の道府県はほぼ同数に近く、筆者の統計は信憑性が高いと判断できよう。

このようなことを前提に岡山孤児院の40年間の入院児の道府県別の推移を見て行くと、沖縄を除く46道府県から入院しており、最も多かったのは宮城県447人、次が岡山県410人、福島県361人と、この3県が飛び抜けて多かった。宮城県と福島県から入院児が多かったのは、1906年の東北三県凶作での貧孤児収容によるものであり、岩手県65人を含め、東北の凶作地の人々にとっても、また、岡山孤児院自身の実践についても、この凶作での救済に果した役割や位置が大きかったことを、道府県別の入院児の比較からも読み取れる³⁶⁾。また、岡山県が多かったのは地元ということもあるが、本籍不明の院児で岡山市に就籍した者も何人か含まれていたことも影響したと見る。

50人以上が入院したのは、兵庫県、岐阜県、

道府県別の入院児と賛助員数 <表5>

道府県名	入院児数		賛助員
	筆者統計	1913年	
北海道	7人	6人	221人
青森県	11	11	40
岩手県	65	65	22
宮城県	447	449	44
秋田県	4	3	53
山形県	5	3	3
福島県	361	346	90
茨城県	5	4	34
栃木県	4	4	11
群馬県	6	5	17
埼玉県	3	3	13
千葉県	3	3	21
東京都	35	32	800
神奈川県	8	7	186
新潟県	22	22	106
富山県	7	5	28
石川県	2	1	—
福井県	7	7	21
山梨県	10	9	91
長野県	14	15	95
静岡県	5	4	109
愛知県	23	13	178
岐阜県	73	74	17
三重県	11	11	36
滋賀県	30	27	92
京都府	49	44	353
大阪府	67	58	686
兵庫県	98	88	575
奈良県	8	6	19
和歌山県	19	17	86
鳥取県	27	26	26
島根県	10	9	15
岡山県	410	392	2,114
広島県	70	69	342
山口県	62	52	261
徳島県	8	11	44
香川県	42	42	93
愛媛県	58	57	364
高知県	34	31	184
福岡県	16	15	478
佐賀県	4	4	30
長崎県	9	9	161
熊本県	14	13	135
大分県	10	10	94
宮崎県	35	20	294
鹿児島県	3	1	21
沖縄県	—	—	17
露国	1	1	—
台湾	1	—	194
韓国	3	2	381
不明	12	10	218
合計	2,238	2,116	9,766

〈注〉。「1913」統計には、「不明」10人記載なし。

。「賛助員」統計の「不明」欄は、「其他外国」142人、「軍艦」76人の計である。

広島県、大阪府、岩手県、山口県、愛媛県と、岡山県の隣接県が多く、やはり近隣府県からの入院が多かった。岩手県の場合は前述したような理由で、岐阜県が多いのは、1891年の濃尾大震災での孤児救済のためであった。10人以上入院したのは、東北地方では青森県、関東地方では、東京府、中部地方では愛知県、新潟県、長野県、山梨県、近畿地方では京都府、滋賀県、和歌山県、三重県、中国地方では鳥取県、島根県、四国地方では香川県、高知県、九州地方では宮崎県、福岡県、熊本県、大分県であった。各地域別の状況を見るとやはり、岡山県を中心に中国、近畿、四国地方の府県からは（奈良県と徳島県を除いて）10人以上の入院児があり、岡山孤児院がこの地方により深く貢献し、社会的役割の大きかったことが統計的に立証できよう。この他、韓国、台湾、ロシア、という外国の入院児もあり、国際的な広がりも有していたと言えよう。

では、次に岡山孤児院の入院児が全国から集まってきた地域的推移とその要因がどこにあったかをみて行くことにする。石井十次は、1887年9月に孤児教育会を設立した時、その「目的」の中で「孤児教育院を便宜の地に設け諸国に散在せる貧困の孤児」を救済、教養するとし、孤児救済の地域的対象範囲を「諸国に散在せる」と岡山県以外の諸県も視野に入れて孤児救済を実施するとの認識を当初から持っていた³¹⁾。また、医学書を焼却し孤児救済（教育）を唯一の道とした1889年2月21日の『日誌』の「孤児教育会広告」の中では「本会の目的は全国貧困の孤児或ひは之に類似せる」と全国の孤貧児の収容を念頭に置いていた³²⁾。つまり、石井は岡山孤児院での孤貧児救済の地域的範囲を日本全体を対象とする認識を創立2年後のこの時点から明確に持っていたのである。

では、実際の入院児の道府県への拡大の推移はどうであったのだろうか。入院年度別の道府県別状況をまとめると表6のようになり、地域的拡大と縮小が5つぐらいの時期に分れていることが伺える。第1期は1887年から1890年まで

入院年度別の道府県別状況

道府県 年度	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	静岡県	愛知県	岐阜県	三重県		
1887(明治20)年																										
1888(明治21)年																										
1889(明治22)年																										
1890(明治23)年																										
1891(明治24)年																										
1892(明治25)年																										
1893(明治26)年																										
1894(明治27)年																										
1895(明治28)年																										
1896(明治29)年																										
1897(明治30)年	1																									
1898(明治31)年																										
1899(明治32)年																										
1900(明治33)年	2		1																							
1901(明治34)年	1				1	1				1																
1902(明治35)年			1						1																	
1903(明治36)年	1						2	1																		
1904(明治37)年	3		1		2	4																				
1905(明治38)年		1			1	3																				
1906(明治39)年	63	437			333	1		2				5		9	1					3	4					
1907(明治40)年	2					7	2	1		2	1	3	2	1						2		1	3	1		
1908(明治41)年	2	5	1	4	3		4					1	1	1		3		1	1	5	1	1	1			
1909(明治42)年					3			1	1		1								1	1	2	1		2		
1910(明治43)年									2			1	1	2											1	
1911(明治44)年								1																		
1912(明治45)年								1								2										
1913(大正2)年								1																		
1914(大正3)年						1		2																		
1915(大正4)年	1																1									
1916(大正5)年								1	1							1									1	
1917(大正6)年																		2		1						
1918(大正7)年																		2	1							
1919(大正8)年																										
1920(大正9)年																										
1921(大正10)年																										
1922(大正11)年																										
1923(大正12)年																										
1924(大正13)年																										
1925(大正14)年																										
1926(大正15)年																										
不　明																										1
合　計	7	11	65	447	4	5	361	5	4	6	3	3	35	8	22	7	2	7	10	14	5	23	73	11		

<表 6>

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	台湾	露国	韓国	不明	合計		
									3	1																4		
									11	1																17		
	2	3	2						27																		46	
	4	3	14		2				18	1			2	1													47	
1	4	7	10		1	1			19	11	2		3	2												1	106	
1	1	2	2		1	2	2		18	4	1		4	2		1	2	1								1	48	
			4		2				19	2			7	1	1	2	1	2								1	73	
			3		1	1			8	1	1		2														31	
		1	1						1	4			1														13	
1	2	1							2	9	1						1	2									1	25
			1						3	12	4		1	1	2	1	3	1								1	28	
			1						14	2	1	2	2	1	5	8										1	39	
2	3	4	6		1				9	2	2		2	3													42	
1	1	2			2	2			6	3	4	1	1	2	2											29		
4		4							7		3		2	2	2												39	
4	2	1	4						1	16	1	1	3	2	2	2											42	
1	2	2			3	1			20	4	4		2	6	1	2	2	3	2	2						62		
3	4	2	1		1	14	2	11				1	4	3	1											66		
6	4	7	9		3	7			33	10	6		3	8	3	1										1	123	
1	2	4	5		1				1	22	5	3		1	1	1	2									905		
1	7	9	3	1	1	1	30	4			2	1	5	1	2											105		
1	1	3	2	2					18	5	6		2	1	2	3										82		
1	1	2	4	1	3	1			10	2	3	1		5												1	52	
1	6	3							5		2		2	1													29	
4	4	2	1	1	1				7	2	1		2														25	
1	2	4	1	2					11	1	3		1		1												27	
2	1	2							2																		13	
1	1	2	1		1				8	2							1										19	
1	1	1	1						8																		13	
1	1	1							4																		14	
			1						1				2				1										12	
			1	2					1	4			2				1										10	
			1						6				2				1										15	
			1						2				1				1										6	
			1																									4
																												2
																												2
2	1								4		1			1													1	
30	49	67	98	8	19	27	10	410	70	62	8	42	58	34	16	4	9	14	10	35	3	1	1	3	12	2,238		

で、岡山県およびその隣接県等の愛媛県や中国、近畿地方の一部特に兵庫県、大阪府、京都府のような都市部と石井の出身地宮崎県と大分県、そして東京府からの入院児があった時期。第2期は1891年から1896年までで、濃尾大震災の孤児救済により岐阜県、愛知県および、それ以南に位置する滋賀県、三重県、福井県などに拡大し、四国の香川県からも入院児があり、地域的拡大が進んだ時期。第3期は、1897年から1910年までの全国各道府県から入院するようになつた時期で、この時期に入院児の地域的対象範囲が全国化し、特に、1903年から1909年はそれが最も顕著な時期である。第4期は、1911年から1918年で第1期と第2期の中間ぐらいまでに地域的範囲が縮小した時期である。そして、第5期は1919年から1926年まで、岡山県と宮崎県、大分県、熊本県などの非常に限定された県だけの入院児になってしまった時期である。

入院児の地域的対象範囲が、このように推移していく要因であるが、第4期、5期については、すでに(2)でも述べたように入院児を積極的に受け入れず、院児の将来の独立のために農業を中心とする院内での養護実践にその重点を移行したことが原因であった。そこで、ここでは第1期から3期についての要因をまとめてみる。

第1期（1887年－1890年）は岡山孤児院の隣県と大阪府、京都府などからの入院児であったが、この範囲になった要因は、当時の岡山孤児院を支えた関係者がこれらの府県に在住、彼らが地元の孤貧児を同院へ直接、間接に依頼する入院だけだったためと見ている。その関係者とは、石井の孤児教育会を支援する維持会員の定期的寄付者であった。この維持会員の1888年9月1日から翌年2月28日までの府県別の入会状況は表7のようになり、第1期の入院児の出身府県と一致し、広島県、香川県、宮崎県についてはそれ以前から維持会員がいたことから推定できよう。この維持会員はキリスト教関係者が中心で、これらのキリスト教関係者が、孤児を岡山孤児院に紹介していた可能性が強い。その

意味では、各地のキリスト教関係者は、同院に寄付金を送り支援していたと同時に、各地の孤児を同院に収容してもらうという相関関係の構図が浮かんでくる。これを裏付けるには、この時期の入院児の入院ルートを点検して行くことで確定できるが、ここでは一つの仮説として提起するに止める。

第2期（1891年－1896年）になると「何国ヲ問ハス幾名ニテモ入院ヲ許ス」と第1期の「諸国」から「何国ヲ問ワス」と岡山県の隣接地域から広域的な地域の孤児を、入院希望に応じて制限を加えずに受け入れると定めた³⁸⁾。また、1895年からは救済部を設けて、入院システムを整備し、広域圏からの入院希望に対応できる体制を取った³⁹⁾。入院システムの整備の目的は、入院希望があった場合に「委員」（職員）を派

府県別維持会員 <表7>

府県名	会員数	年会費合計
岡山県	102人	24円93銭
愛媛県	8	2.55
東京府	2	1.30
京都府	5	2.10
兵庫県	53	14.34
大阪府	138	74.73
鳥取県		※2.26
広島県		※5.50
香川県		※2.00
宮崎県		※1.80

〈注〉※は会費集金額

（『孤児教育会報告綴』より）

遺し、①孤児の生活状態を調べて救済の必要の有無を確認すること、②孤児と「委員」が一緒に帰院することで「知己」（親近感）が旅行中に生れ、入院してからも「当惑」しないためとの2つの意図からで、現地の事情や地域的風土の異なった広域圏からの入院の弊害を解消する入院システムづくりを試みていた。また、「天下ノ慈善家諸君モノ可憐ナル孤児」が周辺におれば一応履歴書を「本院ニ御通知アランコトヲ乞ウ」と全国（「天下」）へ孤児救済を呼びかけていた³⁹⁾。ここで述べている「天下ノ慈善家

諸君」とは、狭い意味では岡山孤児院に全国各地から寄付金等を送付してくる関係者を意識しての呼びかけとも理解できるし、広い意味では全国の慈善家へのそれとも理解できるが、この時期は前者の人々へのそれと見られ、入院システムとの関係から判断すると、岡山孤児院自身としても入院児の地域的広域化を実施しつつあり、それは寄付者を通して実態化し、実際の入院児の広域化と結びついたと見る。なお、この時期の後半は(2)で述べたように「試練」の時期で入院児は減少していたが、広域化の傾向は残っていた。

第3期（1897年－1910年）は、岡山孤児院の入院児が実質的に全国化した時期である。1898年9月発行の『岡山孤児院』（8、9頁）によると、この時期から岡山孤児院が各地に支部を設けようとして、支部を設置する必要ない地区には地方委員を委嘱し①孤児の救済と「本部」への送院、②慈善家よりの寄付金品募集と送金、③賛助員の勧誘および集金と送金、④岡山孤児新報の賛助員への配付、⑤卒院児の「奉公口」の斡旋の仕事を委託することを進めていた。各地に支部を設置したり地方委員を委嘱して孤貧児救済と寄付金募集などを実施しようとする意図は、全国各地に拠点をつくり先の5つのことを全国的なネットワークとして組織化する試みと言えよう。そのために、入院手続においても「本院の承諾」後「原籍写及び市町村役場の証明」を送付するようにと⁴⁰⁾全国化を前提に市町村の行政機関との関係を深めようとしていた。これらを基盤として(2)でも述べたように、①賛助員の全国化、②音楽幻燈（活動写真）隊による全国津津浦浦での慈善会開催、③全国主要駅への慈善函設置による募金活動が実施され、岡山孤児院は民衆レベルでも全国的に知られるようになって行った。

そして、これが入院児の全国化に結びついたと見る。これを具体的に裏付けるためには、①②③の実態と入院児の相関関係を論証して行かねばならないが、紙面の関係もあり、これは今後に譲る。ただ、賛助員の全国化については表

5右の1910年の会員状況からも判断できよう⁴¹⁾。また、音楽幻燈（活動写真）隊の全国各地での開催については、1903年と1904年の巡回地（表8）を見たたげても、前者は北九州から中国・

1903年、1904年の音楽幻燈（活動写真）隊の開催地

<表8>

1903年（明治36）年		1904（同37）年	
地名	開会月日	地名	開会月
玉島	1月12日	台北丸船中	2月
門司	3月7日－9日	基隆	同
下関	同13日、14日、16日	台北	同
倉敷	同21日、22日	台南	同
松原	同24日、25日	台中	同
岡崎	同27日、29日	新竹	3月
三糸山	4月3日	淡水	忠佐号船中
岩国	同21日、25日、26日	同	備中高屋
広島	5月1日、2日	大阪	井原
明石	同6日－9日	神戸	阪戸
岡山	同25日、26日	京都	都
高笠	同28日、30日	東京	備中早嶋
生和	6月4日－6日	横浜	備前興陰
成羽	同15日、16日	仙台	甲府
吹川	同19日－21日	島福	甲斐市川
高梁	同25日、26日	東京	東京
室蘭	7月19日、20日	横浜	横浜
西紋	同	仙台	島形
夕張	21日	福山	羽前山ノ上
旭川	同23日	同	米沢
高岡	同24日、25日	同	若松
室蘭	8月11日、12日	同	岩代郡山
栗駒	同16日、17日	同	備前味野
余市	同18日、19日	同	美作倉敷
余市	同21日、22日	同	勝間田
余市	同25日、26日	同	津山
余市	9月1日、2日	同	勝山
余市	同4、5日	同	久世
余市	同7、8日	同	落合
余市	同9日、10日	同	大堺
余市	同15日、16日	同	和寺
余市	同20日、21日	同	備前西大寺
余市	同25日、26日	同	牛窓
余市	10月7日、8日	同	奈良
余市	同10日、11日	同	大和郡山
余市	同19日、21日	同	津
余市	同26日、27日	同	四日市
余市	11月4日、5日	同	名古屋
余市	同14、16、17、19日	同	三河岡崎
余市	同18日	同	豊橋
余市	同24日－30日	同	遠江見附
余市	12月1日－4日	同	静岡
余市	同19日、20日	同	駿河沼津
仁川		同	相模浦賀
總社		同	横須賀
		同	遠江浜松

(『岡山孤児院新報』第90号、第102号より)

近畿地方の瀬戸内海側と北海道の各地を巡回し、後者は台湾、近畿、南関東から南東北、中国地方そして、中部地方から南関東と全国各地を巡回していたことからも理解できよう。

また、1904年2月発行の『岡山孤児院』(74, 75頁)に掲載された「入院児の手続」では、1898年の「入院手続」より、さらに全国からの孤貧児収容を促進する内容になっていたことも付け加えておきたい。その入院の手続は、まず、①戸籍謄本、②市町村長による「保護者無き」の証明、③児童の履歴書か救済始末書を岡山孤児院に送付し、同院から「承諾の上児童を送らるべし」と、遠距離で職員を派遣できないことを前提に、各地の市町村長という行政機関に「救済の必要の無有」の判断等を全面的に依頼するように変更した。つまり、全国の市町村という行政機関を直接、間接の媒介とし、全国各地からの孤貧児収容をシステム化しようとしたとみられる。そして、「遠方より孤児の送り方」の事例も示し、孤貧児を付添なしで送院する場合は、「岡山孤児院行」と書いた「白金巾」(白い布切)を衣服の上襟に縫い付け、履歴書袋に履歴書を入れ、汽車の車掌や汽船の船長に依頼すれば、乗員や乗客が世話をしてくれ無事着院するとも紹介していた。

つまり、第3期での入院児の実質的な全国化は、この①②③に地方委員がリンクするかたちで実態化して行ったと見られ、表2の入院事例がそれを物語る一例である。

このようにして、第1期の近隣県の入院から第2期の広域圈化、そして第3期の全国化と進展し、地域的許容量が拡大して行ったことが統計的に裏付けられる。その要因は、全国各地に孤貧児収容を望む需要が潜在し、それを音楽幻燈隊などを通じて各地に具体的な拠点が生まれ、そのつながりで孤貧児も発掘され、両者の接点の一つに孤貧児の入院が出現するという構造が存在したためと言えようか。

本節では、入院児の年度別人数、入院年齢別推移、道府県別の推移の状況を明らかにすることで、岡山孤児院の近代史における歴史的・社

会的役割の中の、孤貧児救済という地域社会に対する年次的(歴史的)地域的(社会的)許容量や貢献度に関する統計的な内容とその要因としての特質を明らかにしたが、入院を規定する最大の要因である「入院理由」については、資料が不十分で統計的数値化をするまでに至らなかった。今後は、孤貧児の入院の原因や背景としての「入院理由」の統計的内容とその要因を厳密に検討し、歴史的・社会的役割の救済の質を統計的に裏付けることが課題の一つとなる。

2) 在院期間、退院年齢の統計的状況と養護実践

(1) 在院期間や退院年齢と許容量

本節では、院児の在院期間や退院年齢に関する統計的内容とそれに作用した岡山孤児院の養護実践(生活の仕組みや養護方法)の主要な動向を考察し、同院の孤貧児自身にとっての歴史的・社会的役割としての養護実践の量的内容を分析してみる。つまり、在院期間や退院年齢の長短は、院児(孤貧児)の生活や成長等に関するライフステージを時間的に決定することになり、それらがより長期間の方が彼らの生活や成長にとってより充実したものになると仮定でき、同時に歴史的・社会的役割としての許容量が大きく、彼らへの貢献度が高いとの推定も可能である。そして、このことを通して、社会問題の対象であり主体でもある孤貧児のライフステージとそれにかかる養護実践の質的内容を解明する基礎資料も得られるとみる。

そこでまず、40年間の全院児の在院期間を見てみると表9のようになり、半数が1年以内から3年未満の在院期間であった。ただ、これは東北三県凶作で入院し、3年未満に帰郷した貧児(東北児)が64.9%を占めたため⁴²⁾、これを除くと1年未満の次は5年間をピークに少しづつ減少し、13年間のところでもう一つのピークになるという傾向である。一方、前節で指摘したように入院年齢は「6歳から12歳」までに集中していたが、退院年齢の中心は10歳から21歳ぐらいまでと幅広くなるという現象がみられ

る。

このように40年間を一律にみても、在院期間のピークが3つに分れ、最後は13年前後とかなり長期間の在院となり、退院年齢も17歳から25歳前後の高年齢児も多かったことからみて、孤貧児自身のライフステージへの許容量は広く、彼らへの歴史的・社会的役割も高いことが見えてくる。

(2) 退院年度別在院期間と貢献度

次にその内容が、40年間の養護実践との関係でどう推移して行ったかを明らかにするため、退院年度別の在院期の統計表を作成して分析してみる。(表11) なお、在院期間は退院年齢と相関関係にあり、退院年度別の退院年齢(表12)についても補足的に利用していく。表11から読

在院期間別の院児数 <表9>

在院期間	院児数(東北児)
1年未満	204人(42人)
1年～2年未満	600(500)
2年～3年同	195(106)
3年～4年同	72(8)
4年～5年同	104(以下略)
5年～6年同	113
6年～7年同	99
7年～8年同	72
8年～9年同	76
9年～10年同	89
10年～11年同	71
11年～12年同	49
12年～13年同	51
13年～14年同	96
14年～15年同	72
15年～16年同	28
16年～17年同	26
17年～18年同	6
18年～19年同	4
19年～20年同	3
不 明	110
合 計	2,140(641)

退院年齢別の院児数 <表10>

退院年齢	院児数(東北児)
1歳未満	12人(1人)
1歳～2歳未満	6(1)
2歳～3歳同	7(1)
3歳～4歳同	13(1)
4歳～5歳同	15(1)
5歳～6歳同	33(9)
6歳～7歳同	62(29)
7歳～8歳同	97(54)
8歳～9歳同	149(95)
9歳～10歳同	153(105)
10歳～11歳同	210(119)
11歳～12歳同	175(97)
12歳～13歳同	161(78)
13歳～14歳同	131(36)
14歳～15歳同	84(9)
15歳～16歳同	79(2)
16歳～17歳同	90(1)
17歳～18歳同	94(1)
18歳～19歳同	86(1)
19歳～20歳同	99(1)
20歳～21歳同	83(1)
21歳～22歳同	67(1)
22歳～23歳同	39(1)
23歳～24歳同	33(1)
24歳～25歳同	16(1)
25歳～26歳同	2(1)
26歳～27歳同	2(1)
不 明	86(5)
合 計	2,140(641)

み取れることは、創立以後年々在院期間が長くなっていることであり、その一つのピークは1907年で、その後一時下降するが1912年から上昇し1919年ごろからは横ばいになるという傾向であった。また、退院年度別の平均在院期間を見ると、平均在院期間は大きく5つに区分でき、それが退院年度別在院期間の時期区分になっている。

第1期は創立(1889年までは退院児なし)から1893年までの平均在院期間が1年前後の時期。第2期1894年から1898年までの平均4年前後と3年間ほど長くなった時期。第3期は1899年か

退院年度別在院期間

<表11>

期間 年度	1年 未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	合計	平均在院 期間
1889(明治22)年	4	1																			5	0.81年
1890(明治23)年	1																				1	0.22
1891(明治24)年	13	5	4	1	1																24	1.39
1892(明治25)年	11	4	3	1																	19	1.08
1893(明治26)年	7	15	7	2	1	1															33	1.85
1894(明治27)年	1	6	6	3	2	16	6														40	4.18
1895(明治28)年	1	1	5	3	4	1															15	3.33
1896(明治29)年	3		4	3	4	2															21	4.18
1897(明治30)年	7	4	1	5	3	10	3	1	1												35	3.66
1898(明治31)年	4	1					2	6	2												15	4.52
1899(明治32)年	3		2	2	4	5			5	2	5		1								29	5.95
1900(明治33)年	2	4			2	2	2	1			9	5	1								28	7.05
1901(明治34)年	5	3	2	3	1	1	1	6	11	23	1		1	2							60	7.42
1902(明治35)年	4	1	4	1	3		1	4	2	1	4	2	1		2						30	6.58
1903(明治36)年	2	1	3	2	5	6	1	3	7	3	5	2	1								41	7.70
1904(明治37)年	4	3	2	2	2	6	4	1		1	2	6	2		5						40	7.36
1905(明治38)年	17	7	1	1	2	2		2	1	2	2			1							38	3.30
1906(明治39)年	51	4	3	1			2	1													63	1.12
1907(明治40)年	14	142	8	2	6	4	2	5	8	4	5	2		4	5	3	2				216	3.14
1908(明治41)年	16	378	108	11	6	7	4	11	9	5	2	2	1	1	1	2	1				565	2.46
1909(明治42)年	3	6	9	5	9	8	3		3	1											47	4.06
1910(明治43)年	9	3	10	9	17	6	3	1	1	1	1		1								63	4.10
1911(明治44)年	2	2	3	5	10	6	2	2	2	1											35	4.64
1912(明治45)年	5	4	3	3	17	15	39	8	5	3		1	2		2						107	5.87
1913(大正2)年	2	1	1		2	5	4	6	1	1	2	3									28	6.63
1914(大正3)年	3		3	1	4	4	4	3	5	6	3	2		1		1					40	7.04
1915(大正4)年	2					1	1	2	7	6	2			1							22	8.19
1916(大正5)年					1	1	2	2	1		7	5	3	2	1		1				26	10.44
1917(大正6)年	5		2	1	1		1				10	3		1	2						26	8.04
1918(大正7)年	1		1			1	1	3	2	6	5	15	2	4	2	3					46	11.62
1919(大正8)年	2		1			1		2	1	6	7	4	12	49	14	3	7	2		1	112	12.79
1920(大正9)年	1		1	1		1	1		1		2	4	4	12	17	4					49	12.48
1921(大正10)年	1	3			1	1			4	3	2	2	3	12	10	8	7	1	2		60	12.74
1922(大正11)年				1				3		1	1	1		5		1					13	11.55
1923(大正12)年									1			1	4	2	2	1	1				12	14.20
1924(大正13)年									1	1		2	2	1			1				8	13.01
1925(大正14)年						1		1		3			1	1	1	1	1	1	1		12	12.59
1926(大正15)年								1					1		1	1	1	1	1	6		14.99
不 明																					110	
合 計	204	600	195	72	104	113	99	72	76	89	71	49	51	96	72	28	26	6	4	3	2,140	5.56

〈注〉。「1年」は1年以上-2年未満、「2年」は2年以上-3年未満のこと、以下同様。1926年現在の在籍児98人は除いてある。

。入院年月と退院年月日の両方か、片方が全く不明なものは「不明」の「合計」の欄にまとめた。したがって、表1の「退院児数」の数字と本表の「合計」の数字には相違がある。

。平均在院期間は、個々の院児の入院と退院の年月日の差を算出して、退院年度別に平均した数値である。ただ、データー不足から17人を除く、2,013人を対象とした。

<表12>

年齢 年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	合計
1889(明治22)年					2		1		1				1															5
1890(明治23)年				1	1	2	3	2	2		5	3	1		1	1											1	
1891(明治24)年					2	1	3	2	2	3	3			1	1	1											22	
1892(明治25)年				1	1	1	1	2	4	6	5	2	4	3	1												18	
1893(明治26)年								1	4	4	9	2	1	3	5	4	2	2	1	1							31	
1894(明治27)年										2	1	2	1	2	1	1	2	1	1								37	
1895(明治28)年										1	1	1	2	4	3	2	3	1	2	1	1						14	
1896(明治29)年											2	1	2	4	4	3	3	1	2	1	1						20	
1897(明治30)年								2	1	7	3	1	3	4	2	2	3		2	1	1	1					30	
1898(明治31)年				1	1					1	1	1	2	4													13	
1899(明治32)年							1			1	2	2	1	2													25	
1900(明治33)年								1			1		1	2	2	2	2	4	4	2	3	1					25	
1901(明治34)年									1		1	1	2	4	3	1	6	6	10	7	5	3	1	2	1	1	56	
1902(明治35)年					1					1	1	1	2	4	3	1	6	6	10	7	5	3	1	2	1		29	
1903(明治36)年										2	1	1	2	3	2	4	2	4	4	3							35	
1904(明治37)年							2			1	3	1	1	4	2	3	4	2	3	2	1	4	5		2		41	
1905(明治38)年	1			1	5	3	4	4	5		1		1	2	1	1	2	1	1	1	1						34	
1906(明治39)年	1		1	1	5	14	7	6	9	6	3	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1					1	61	
1907(明治40)年		2				11	17	23	30	31	25	20	5	8	4	3	6	8	5	3	4	1		2		1	209	
1908(明治41)年	3	1	2	2	6	12	40	83	72	97	79	65	46	15	12	13	4	6	5	1	1						566	
1909(明治42)年						1		6	2	1	4	7	6	6	2	7	2	1									45	
1910(明治43)年	1	1		2	1		3	6	4	11	10	6	5	5	2	1	3		1						1	63		
1911(明治44)年	1		1	2	2		1	1	3	4	1	5	5	5	1	1	2									35		
1912(明治45)年	2	1		1	3	4	1	1	5	15	11	18	10	6	4	8	6	6	3	1						107		
1913(大正2)年	2	2					5		1		2	1	2	1	3	3	5	4	1	1							28	
1914(大正3)年		1	2					5		1		2	1	3	3	3	5	3	3	3	2						40	
1915(大正4)年						1				1		2	1	1	1	1	4	5	3	1	1						22	
1916(大正5)年								2			1			1	1	1	2	4	6	3	1	3	1	1	1		26	
1917(大正6)年	2		1	1			1	2	1	2							5	1	2	2	2	1	1	1			26	
1918(大正7)年	1							1		1			1	1	2	4	3	3	9	11	3	3	3				46	
1919(大正8)年	1							1		2	1	3	1	2	4	1	2	6	12	18	24	15	12	6	1		112	
1920(大正9)年							1		1		1	1	1	1		2	2	5	10	11	6	2	4				48	
1921(大正10)年						2	1	1		1	1	2	1	1	3	5	3	11	10	5	5	5	5				59	
1922(大正11)年							1					2	1	3		2	1	1	2								13	
1923(大正12)年													2	1	1	3	2	2	2	1							12	
1924(大正13)年													1				1	5		2	1		1				7	
1925(大正14)年														1			1	5		2	1		1				12	
1926(大正15)年									1							1		1		1		2	1				6	
不 明																											86	
合 計	12	6	7	13	15	33	62	97	149	153	210	175	161	113	84	79	90	94	86	99	83	67	39	33	16	2	2,140	

〈注〉 「0歳」は0歳から1歳未満、「1歳」は1歳以上から2歳未満のことで、以下同様。

ら1904年までの平均在院期間がさらに3年ほど伸び、7年前後になった時期。第4期は1905年からで逆に平均在院期間が短縮し1年間から4年間となり、この傾向は1911年まで続いた時期。第5期は1912年からで再度長期化傾向を示し、平均在院期間が6年から14年前後と非常に長くなる時期である。それでは、このような在院期間の変化をもたらす要因を岡山孤児院の生活内容や養護実践の方法と方針などから見極めてみる。ただ、これらの「方針」は、在院期間という実際的現象に瞬時に反映するのでは、一定の時間（1, 2年後から）を経て具体化していくのであり、その意味で「方針」が実施された時期とそれが在院期間に反映する時期には一定の差があることを前提にしなければならない。また、在院期間や退院年齢にかかる「退院時期」とは、岡山孤児院が院児の退院を決定した時期のことである。同院の養護実践には院児を商家や農家へ委託（奉公）する例があり⁴³⁾、この期間も在院期間として計算に入れている。この他何人かの院児は「退院年月日」が実際のそれと誤差がある例も含んでいる。（たとえば、委託先から就職した場合など）

これらのこと前提にしながらまず第1期（1887年－1893年）の在院期間を規定した要因をみて行くと、その基本となったのはやはり創立時の「孤児教育会概則」中の入退院年齢の規程である。（表4）「6歳以下12歳以上」の孤児を収容し満15歳まで「救済教養」する⁴⁴⁾というもので、これを基本にすると在院期は3年から9年程度となる。10歳からは普通教育の他に「工業」を学ばせるため院内に麦稈やマッチの製造所を設け、満15歳で退院させ、その後は「職業家に預け」（奉公に出し）、学力「抜群の児童」は高等教育を受けさせるという方針であった⁴⁴⁾。1891年3月ごろになると退院年齢を明記しなくなるが、当時の在院児に「年長児十六才最幼児四才」⁴⁵⁾と「満15歳」を超えた院児がいたことが影響したとみられ、このころすでに在院期間の延長が現実問題になっていた。それでもこの時期は15歳程度を目標に退院させていた

ため平均在院期間も1年前後と短かった。

第2期（1894年－1898年）は、在院児が増加する中15歳以上の院児を茶臼原へ最初の移住隊として送り、開拓に着手する時期からである⁴⁶⁾。つまり、前期が15歳程度で退院させていたのを、この時期になると15歳以上の院児も岡山孤児院内で養護する体制ができたのである。また、10歳以下の院児は「一切智育を施さず、職業をも教らしめず」と小学校教育も院内での就労もさせず、「終日遊戯三昧」として自由に遊ばせる方針とした⁴⁷⁾。その理由は創立後3, 4年は6, 7歳で小学校に入学させていたが、身体的にも知育上も好ましくなかったため⁴⁸⁾、それは「孤児」という「発育に幾分の曲否あるものに施すを宜しからず」というすこぶる実践的経験に基く判断からであった。このため11歳（12歳）より3年間初等科で教育し、その後5年間中等科で教育するとした⁴⁹⁾。つまり、15歳前後で初等科を修了し、20歳前後で中等科を卒業するというシステムにし、20歳前後で退院する方向が示された。ただし、この教育は午後6時から9時までの夜間に実施され、昼間は活版部、麦稈部、マッチ製造、機業部、大工部、農業部（茶臼原）で実業をするという体制であった⁵⁰⁾。このため在院期間が平均4年前後に伸び最高8年という院児や退院年齢が19歳から21歳に達する者までいた。

第3期（1899年－1904年）は、前期からの在院児の増加や茶臼原移住の失敗を踏まえて、院内での養護実践体制の整備に重点を移して行くことになる。1898年9月発行の『岡山孤児院』（13, 14頁）には、養育部の体制を男女別の幼年部、少年部、青年部の3部に区分し、各部の年齢と養護の内容を表13のように定めた。15歳で小学校教育を修了し、16歳から実業部で労働に従事するとし、前期の方針を変更した。また、退院については、「本院小学校」を卒業すれば退院してもよいとし、その場合、院児を「原籍地」（出身地）に帰すか、「本人の希望により院内の実業部」に残るか、あるいは、「他の農、工、商家に預け」で一つの職業を修めさせるか

の3つの進路を示し、その選択は院児の希望によるとした⁵¹⁾。したがって退院年齢は16歳から20歳の間となった。つまり、この時期になると16歳から20歳の間に院児自身が3つのコースから進路を選択して退院して行く方針に変り、退院年齢や在院期間も16歳を境にバリエーションが出てくることが予想された。出身地に帰郷する者は16歳程度で退院し、実業部に残る者と農家等に預ける者は20歳までに退院するという方針である。なお、「退院後の義務」の有無についても記しており、「退院後は別に本院に対し契約上の義務なし唯道徳上の関係あるのみ」⁵²⁾と退院後の物質的もしくは精神的な義務を明快に否定し、道徳的関係のみ記していた。

この方針の基で、幼稚部、少年部、青年部の3部制による養護実践が実施された結果、在院期間や退院年齢が全体的に一層長期化すると同時にバラツキが見られてくる傾向が統計的にも読み取れる。

第4期（1905年－1912年）は、岡山孤児院が

1898年の養護実践の概況 <表13>

	年 齢	養護の内容
幼年部	6歳以上10歳以下	遊戯三昧
少年部	10歳以上15歳以下	小学校尋常科高等科
青年部	16歳以上20歳以下	実業部で労働に従事

大きく変動した時期である。1905年1月「孤児無制限収容」を発表し、日露戦争による軍人遺児等と東北三県凶作救済のため全体で900人以上の貧孤児を収容し、在院児が一挙に4倍程度に急増した。また、同年8月からは県内農家へ里子を委託し、6歳以下の幼児も受け入れるようになり、同年5月からは女子部で家族制度（小舎制）を開始し、全体を塾舎制度から家族制度に切り替える⁵³⁾。また、小学校令に従い、尋常科を4年制にし、かつ高等科を4年制に延長した⁵⁴⁾。さらに、茶臼原移住を再開し、1906年6月には尋常4学年男児50人を、1908年11月からは8歳以上の男児50人を移住させたのを皮切りに、1912年3月里預児91人を残して全員の

茶臼原移住を完了した⁵⁴⁾。

このように院内は、院児の急増そして新しい養護実践の試みと質量ともに充実する方向で大胆な改革が推し進められた。このため、その影響は在院期間や退院年齢にも現われ、1905年から1908年の間の在院期間は2年以下が大半となり、退院年齢も6歳から12,13歳が中心となつた。これらは、東北三県凶作での貧児が故郷の生活の回復とともに帰省したためであった⁴²⁾。また、それ以後も、この影響は尾を引き、1910年16人、1911年9人、1912年23人等と五月雨式に帰郷したため、在院期間が4年から5,6年のものが多くなり、その年齢も7,8歳から13歳ぐらいとなっていた。なお、具体的な内容はまだ確認していないが、茶臼原移住にあたって、血縁者等がいて退院できそうな院児はこの時引き取りを勧めて院児数を少なくし、血縁者のいない院児を中心に茶臼原移住と開墾、そして農業による独立を推し進めようとした節があり、そのことが統計的にも見えてくる。

第5期（1913年－1926年）は、茶臼原への里子を除く全院児と大半の職員や建物および資材の移住と移動が完了し、石井の理想とした開墾による院児の農業的独立と、それを基盤とした里親村の建設が具体化する時期である⁵⁵⁾。しかし、その矢先の1914年1月30日石井十次は茶臼原の地で永眠してしまうが、この事業を引き継いだのが倉敷紡績株式会社の社長であり岡山孤児院の評議員であった大原孫三郎であった。大原は、青年時代に石井の感化を受け、その後岡山孤児院を物心両面から支えた人物である⁵⁶⁾。

石井永眠後の2月に同院の臨時評議員会が開催され、「此貴い岡山孤児院の事業は、正に石井君一代の事業とすべき」との意見を了承し、岡山孤児院の解散が決定され、この時大原は同院の事業を整理することを前提に理事（院長）に選任された⁵⁷⁾。このため、大原は同年5月関係者協議会を開催し「孤児を孤児扱ひせず、人格をみとめて立派な働き得る人間を作る事が目的なるべし、本当の教育は実業的教育を与え、独立しうるにいたる精神的教育を要す」などを

決議する一方、その前後の4月と9月には院児400人、里子100人、新入院児40人による農業的独立をめざす大原式経営の方針を示し、事業の縮小と新設および「教育方針」「学校経営」「塾舎方針」などの具体的方向を明示した⁵⁸⁾。その方針は石井の茶臼原での事業をより具体化するもので、「教育方針」では①小学校教育と宗教的教養を基盤とした独立を前提に、②尋常科卒業後3年程度は農業見習として農家への奉公、③その後は院内の農場学校で教育（女子は別）し農家として独立するというシステムにし、また「塾舎方針」では、④各塾舎の教育的意義を前提とした独立運営を指示した。

1919年3月には農場学校を卒業しても、独立に至らない者のために興農部を設ける一方、大正期の物価騰貴の影響で土地を購入できずにいる者には、従来殖民部を設けて実施していた「耕馬農具及家屋等」の給与の他に、院有地や済美財団の土地を小作させ、年賦で売却するという制度を設けて、院児の20歳を目途に農業による独立を推し進めた⁵⁹⁾。この独立までのシステムをまとめると表14のようになり、1921年当時で3つの殖民村ができ44戸（男子44人、女子41人）⁶⁰⁾の独立農家が誕生していた。なお、女子の院児は16歳に達すると女子塾舎に入り、農家の主婦としての教育を受け、大半が「結婚ハ通常院生間」でなされていた⁶⁰⁾。

このように、事業の整理縮小を前提に院児の農業による独立を具体化したため、在院期間と退院年齢も長期化し、そのことが表11,12の統計にも明確に現れている。なお、解散の前年（1925年）にも78人がまだ在院し⁶¹⁾、解散の翌年（1926年）も98人が在籍しており⁶²⁾、彼らへの対応は石井記念協会が引き継いだため⁶³⁾、彼らの在院期間や退院年齢は表10,11には含めていない。

以上のように、第1期から第5期までの在院期間と退院年齢の推移は、岡山孤児院の養護実践の展開を具体的に反映し、その実践の結果（成果）が先の2種類の統計からも読みとれ、その端的な例が在院期間が後期になるほど長期

大正期の養護実践の概況

<表14>

	年齢的内容
里子預り	幼児－学齢前後
小学校	尋常科6年高等科
農業見習	16歳以上2,3年
農場学校	18歳－20歳
興農部	独立のための蓄財
殖民部	院有地等での小作

化し、それにともない退院年齢も高くなって行くことであった。これは、院児のライフステージを養護実践体系の中に位置付ける方向で努力がなされ、その一つの成果が統計的に確認できたことになる。その意味で孤貧児自身にとっての岡山孤児院の歴史的、社会的役割としての養護実践の貢献度は、全体的には年々長期化し、第4期は幼児を、第5期には20歳以後の農家として独立するまでを在院期間や退院年齢としたことが統計的にも確認でき、その貢献度は非常に幅が広く、質的にも深かったことが理解できよう。

おわりに

紙面の関係もあり再度のまとめは控えるが、最初に掲げた本稿の目的のうち、やり残した今後の分析課題だけ記しておく。①入院児の「入院理由」や②退院児の「退院理由」に関する統計的分析はまだ実施していない。これらの分析を通して、前者では岡山孤児院の当時の社会における歴史的・社会的許容量としての救済の質的概要を、後者では孤貧児自身への養護実践の貢献度の質的概要を統計的に裏付けることができると判断する。

最後に、本研究を実施するにあたっては、石井記念友愛社の児嶋草次郎園長先生の御好意により貴重な資料などを多数使用させていただきました。紙面にて御礼と感謝を申し上げます。

<註>

- 1) 小田兼三他編『養護原理』ミネルヴァ書房, 1993年11月発行, 73,74頁. 吉田久一著『日本社会事業の歴史』勁草書房, 1989年1月発行, 126頁.
- 2) 西内天行著『信天記』警醒書店, 1918年3月発行. 柿原政一郎著『石井十次』財團法人正幸会, 1961年4月発行など.
- 3) 同志社大学石井十次研究班編『石井十次資料館所蔵資料目録』1996年3月発行.
- 4) 抽筆「岡山孤児院史研究序説」『基督教社会福祉学研究』日本基督教福祉学会, 1988年3月発行, 101頁から120頁.
- 5) 岡山孤児院の在院児数を3,000人としたのは, 岡山孤児院が解散する時に大阪毎日新聞が書いた「四十年の歴史をもつ岡山孤児院近く解散」(1926年6月17日付)の記事からであろう.
- 6) 作成年月日は不明だが, 1904年以前は入院順に退院児が書かれ, 退院順になるのは1904年からで, この時期に作成されたのかもしれない. 一応1925年までの退院児が記載されている.
- 7) 明治40年代に作成されたものと1912年以後のものと2冊あり, 1922年までの入院児が記載されている.
- 8) 『明治四十年二月調 府県別院児名簿』には, 児の二重記載があった. いや, 削除の印があり, 作成者側としては二重記載を割愛したのであるが, 削除の跡が残ってしまい, 筆者側がそう判断したということである. ただ, 別の意味の削除もあったりして, 筆者では判断できないものもあり, それらを含め二重記載を再チェックしたのである. それでも不明確な者が残っており完璧なものにはなっていない. その意味で今回の統計処理も岡山孤児院の全在院児を完璧に確定していない.
- 9) 柿原政一郎著『石井十次』152頁.
- 10) 9)の154頁.
- 11) 岡山孤児院『明治四十二年度岡山孤児院年報』1910年7月発行, 1頁. 入院児に関する数字は『同年報』のもの.
- 12) 8)の資料より確認した数字. なお, 濃尾大震災の被害の概況と全国からの孤児救済の一部については, 抽筆『濃尾大震災と貧孤児救済活動に関する研究Ⅰ』(『東北社会福祉研究』第14号, 1983年, 24頁から31頁)でまとめた.
- 13) 9)の55頁. 社会福祉法人博愛社『春夏秋冬恩寵の風薰る——博愛社創立百年記念誌』1990年3月発行, 33頁.
- 14) 9)の45頁.
- 15) 岡山孤児院『岡山孤児院月報』第7号, 1894年8月発行, 1頁.
- 16) 岡山孤児院『明治二十八年岡山孤児院年報』1896年2月発行, 67頁.
- 17) 柴田善守著『石井十次の生涯と思想』春秋社, 1978年10月発行, 100頁.
- 18) 西内天行著『信天記』155頁.
- 19) 16)の3頁と17)の313頁.
- 20) 岡山孤児院『明治二十八年岡山孤児院年報』1896年2月発行, 9頁.
- 21) 9)の72頁.
- 22) 17)の313,314頁.
- 23) 9)の79頁.
- 24) 岡山孤児院『岡山孤児院』1904年2月発行, 206, 207頁. 同『同』1906年12月発行, 64頁.
- 25) 17)の324頁.
- 26) 「時局に対する本院の覚悟」『岡山孤児院新報』第99号, 1905年1月15日発行, 1頁.
- 27) 岡山孤児院『岡山孤児院』1906年12月発行, 31頁. 同『岡山孤児院一覧』1907年10月1日調.
- 28) 9)の108頁.
- 29) 9)の143,144頁.
- 30) 表4の作成にあたっては, 前記までの<註>に掲げた資料を組み合せてまとめた.
- 31) 9)の42頁から44頁.
- 32) 文部省『学制百年』ぎようせい, 1976年8月発行, 308,309頁.
- 33) 石田祐安編『岡山孤児院』1895年3月発行, 23頁によれば, 1888年10月から尋常小学校に入学させ, 審査科1年から4年に19人, 高等科1年に5人在学していた.
- 34) 岡山孤児院『岡山孤児院一覧』1911年5月末日現在.
- 35) 同上『同上』の1913年3月末日現在. なお, 本

- 資料の道府県別統計は、合計2,116人となってい
たが、道府県別の総数は2,106人にしかならず、
10人は「不明」の欄に加筆した。
- 36) 東北三県凶作での岡山孤児院の貧孤児救済活動
については、拙筆「東北三県凶作と岡山孤児院
の貧孤児救済に関する研究(1)」『東北社会福祉史
研究』第3号(1980年)他7編がある。
- 37) 石井記念友愛社『石井十次日記(明治二十二
年)』1958年7月発行、70頁。
- 38) 15) 岡山孤児院『岡山孤児院月報』第1号、1893
年8月発行、1頁。
- 39) 16) の12頁。
- 40) 岡山孤児院『岡山孤児院』1898年9月発行、10
頁。
- 41) 11) の39,40頁。なお、表5右の「不明」の欄の
人数内訳は、「其他外国」142人、「軍艦」76人
の合計である。
- 42) 東北三県の貧孤児は、1907年5月20日に124人、
1908年1月25日に356人、同年9月8日に88人等
と、故郷の農家が回復して來たことで貧児を中
心に大半が帰郷した。
- 43) 11) の4頁。1910年の農家委託児240人、京阪神
地方等への委託児39人と全院児587人中の47.5%
に達していた。
- 44) 9)の44頁。
- 45) 孤児教育院『明治二十二年八月調孤児教育会報
告綴』の「明治二十四年三月十二日脱稿岡山孤
児院目的方法現況」より
- 46) 石田祐安編『岡山孤児院』1895年3月発行、43
頁。
- 47) 46) の41頁。
- 48) 岡山孤児院『岡山孤児院』1900年8月発行、53
頁。
- 49) 16) の7頁。
- 50) 16) の6頁。
- 51) 40) の11,12頁。
- 52) 岡山孤児院『岡山孤児院』1906年12月発行、20
頁。
- 53) 52) の28頁。
- 54) 9)の18頁から22頁。
- 55) 9)の112頁。
- 56) 17) の225頁。
- 57) 9)の133,134頁。
- 58) 17) の284頁から287頁。
- 59) 17) の364頁から366頁。なお、済美財團につい
て説明を加えておくと、1909年ごろ石井が大原
孫三郎の投資(10万円)を受けて、日向地方の
小作や自作農家の負債を肩替りする日向土地株
式会社を設立した。しかし、石井没後に大原は、
同社の所有田畠を済美財團を設けて寄付し、岡
山孤児院の外郭財團とした。(柿原政一郎著『石
井十次』124頁)
- 60) 17) の290頁。
- 61) 17) の292頁の第四表。
- 62) 『昭和式年度院児名簿』によると98人(再入院
児除く)の在籍児が確認できたが、1925年の78
人の在院児と比較すると10人も多い。これは、
この間に在院児が10人あったということではなく、
統計処理方法の違いによるものと思われる。京
阪神等への委託児の中には退院が不確定の者が
おり、それを在籍児としたためこのような誤差
が起ったとみられる。
- 63) 9)の152頁。